令和８年（フ）第２９号
京都府福知山市字立原312番地の２
債務者　吉井　千智
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩見　　満
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和８年（フ）第２２９号
福井市光陽１丁目14番10号
債務者　酒井　有香
1　決定年月日時　令和８年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　海道　宏実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５７号
福井市西谷１丁目1215番地　ミレニアムコート305号室、旧住所福井市つくも２丁目15番１号
債務者　市橋　信幸
1　決定年月日時　令和８年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　晋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前10時５分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１８５号
長野市大字西尾張部1002―６　シティハイム今井203号室、住民票の住所長野県中野市大字牛出591番地３
債務者　芋川　茂嘉
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨沢　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３５４号
愛知県一宮市北方町北方字狐塚郷93番地４、前住所岐阜県関市東本郷通４丁目３番29号
債務者　三ツ岩秀信
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　乾　美恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第５８７号
埼玉県越谷市大字大房1006番地３　シャルム北越谷Ｂ―801
債務者　深田　裕一
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　文博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第３３２号
函館市上新川町９番10号　平野マンション203号室
債務者　高橋　公子
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３５１号
函館市高松町575番地43
債務者　中村　朝克
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３５２号
函館市上野町12番11号　サクセス上野　102号
債務者　山本　英典
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３５３号
函館市富岡町２丁目16番８号
債務者　舘山　千秋
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３５４号
北海道寿都郡黒松内町字黒松内562番地４
債務者　佐藤　三徳
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３５８号
函館市美原３丁目32番６―102号　光和ハイツ
債務者　木村　活彦
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３６０号
函館市美原３丁目５番８―301号ＨＭ函館マンション
債務者　大八木こずえ
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３６２号
函館市柏木町２番15号　レインボーヒルズＪ号室
債務者　石戸　貴廣
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３６３号
函館市堀川町18番20号
債務者　高橋　紀夫
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３６４号
函館市湯川町２丁目46番９号
債務者　佐々木美沙
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
函館地方裁判所